



平成 24 年 5 月 23 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 博 展
(コード番号：2173 大証 J A S D A Q)

本 社 所 在 地 東 京 都 中 央 区 築 地 一 丁 目 13 番 14 号

代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 田 中 正 則

問 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 玉 井 昭

電 話 番 号 0 3 (6 2 7 8) 0 0 1 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 24 年 6 月 27 日（水曜日）開催予定の第 43 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日として実施した株式の分割および単元株制度の採用に伴い、単元未満株式の効率化を図るため、単元未満株式の権利についての規定を新設し、現行定款第 8 条以下を各 1 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 7 条 (条文省略)	第 1 条～第 7 条 (現行どおり)
(新 設)	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
第 8 条～第 41 条 (条文省略)	第 9 条～第 42 条 (現行どおり)

NEWS RELEASE

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日

平成24年6月27日

定款変更の効力発生日

平成24年6月27日

以上